

## 令和5年度第2回香川県食の安全推進懇談会 要旨

日 時：令和6年2月7日（水） 14:00～15:45

場 所：香川県庁本館 12階第3第4会議室

出席委員：平尾智広（会長）、三野安意子（副会長）、野地裕美、横平政直、石原千代子  
吉本 康、木村 誠、森 博章、大部良江、渡邊志穂

欠席委員：香川芳子、齊藤良紀、藪根信悟、大野英作、高岡令子

内 容：

### 1 開会

### 2 議事

#### 1. 議題等について事務局から説明

(1) 香川県食の安全・安心基本指針の修正について（生活衛生課）

(2) 令和6年度各行動計画について

①香川県食品衛生監視指導計画（案）（生活衛生課）

②高松市食品衛生監視指導計画（案）（高松市保健所）

③香川県農林水産物の安全・安心確保計画（案）（農政課）

④香川県消費者の食の安全・安心推進計画（案）（くらし安全安心課）

(3) その他について事務局から説明

①令和5年、6年食中毒の発生状況について（生活衛生課）

②次年度以降の第1回懇談会について（生活衛生課）

#### 2. 委員からの質問、意見等

○：委員 ●：事務局

・牛海綿状脳症（BSE）検査の対象となる牛の変更について

○これまでに県内でBSEを発症した牛は見つかっているのか。（学識経験者）

●事例なし。

・放射性物質検査体制の見直しについて

○これまでに県内で問題のある事例はあったのか。（学識経験者）

●平成25年から令和4年までに実施した放射性物質検査1,205件のうち、6検体で放射性セシウムを検出した。検出値は最大で3.4 Bq/kgであり、基準値（100 Bq/kg）を大幅に下回っていた。

- ・危機管理体制の整備について
  - 危機管理体制が変更となった経緯について教えてほしい。(学識経験者)
  - 集団急性中毒発生対応連絡会よりも、食品衛生法に基づき設置されている広域連携協議会の方に動きがあることから、指針の内容を整理したもの。
  
- ・食中毒について
  - 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行と食中毒の発生状況に関係性はあるのか。(生産(畜産))
  - 因果関係があると断定できる程の情報はない。
  
  - 牡蠣焼きの店で、客が牡蠣をしっかりと焼かずに半生で食べて腹痛を起こした場合でも食中毒になるのか。(生産(水産))
  - 個々の事例毎に総合的に判断することとなるが、食に由来する健康被害であれば食中毒になり得る。店としては、利用客に対して、十分に加熱するようしっかりと注意喚起をしてほしい。
  
- ・安全と安心について
  - 安全については、科学的な根拠や体制の構築により、安全性の確保が成されると考えるが、一方、安心は主観的な部分があり、県民の安心の確保のため、効果的な施策を講じることは難しいと考える。(学識経験者)
  - 県民一人ひとりが、毎日の暮らしに欠かせない食について安心できるよう、引き続き普及啓発していきたい。
  
- ・集団給食施設における衛生管理の推進について
  - 集団給食施設で開催される研修会に、行政からはどのような職種の職員がどのような形で協力しているのか。(学識経験者)
  - 集団給食施設からの要望を受けて、保健所の食品衛生監視員を講師として派遣するなどの対応をしている。
  
- ・施設への立入検査について
  - HACCPの制度化によって、施設への立入検査に要する時間が増加していると考えられるが、1回の立入検査にかかる時間は、どの程度増えたのか。(学識経験者)
  - 施設の規模が様々なことから、一律に何時間増えたと表現することは難しいが、施設の巡回後にHACCPプラン、手順書、実際の記録を確認することから、これまでの2倍から3倍程度の時間を要している。

・水産用医薬品について

○抗生物質の残留調査は、これまでも検出されていないことから、必要に応じた調査となっているのか。(生産(水産))

●過去には、養殖魚へ抗生物質を使用して、魚病被害の発生を抑えていたが、現在では、ワクチンの普及によって、抗生物質の使用が減少している。また、養殖魚の餌についても、抗生物質の使用が低減しているため、必要に応じた調査となっている。

・有機フッ素化合物について

○最近話題になっている有機フッ素化合物の土壌汚染について、県として何か取り組んでいるか。(学識経験者)

●情報収集しているところ。国の動きを注視しつつ、県としてできることを考えていきたい。

・各行動計画について

○各計画に沿って実施した施策が、結果的に食の安全が確保されているのかどうかについて、あまり議論に上がらないと感じる。(流通(量販店))

○食は人生において基本的なことであると思う。食の安全を確保するための取り組みがなされているからこそ、私達は安心して食事ができているというのを感じた。(消費者団体)

・食物アレルギーについて

○最近、食物アレルギーのお子さんが増えてきていると感じる。昔よりも清潔な環境になったことが関係しているか。食物アレルギーへの対策はあるか。(食品関係業者)

○食物アレルギーは生まれてから亡くなるまでいつでも発症し得るものである。発症のメカニズムはまだ十分に分かっていないが、生活環境が綺麗になったということも関係があると考えられている。また、食物アレルギーを完治させる治療法は、まだ確立されていない。(学識経験者)

○食品の表示において、アレルゲンに関する情報をきちんと表示することで、消費者はアレルゲンの含まれる食品を避け、安心して食べることができる。事業者には、表示のルールをしっかりと守ってほしい。(学識経験者)

・農薬について

- 食品を選ぶときは、なるべく添加物の少ないものや、オーガニックの野菜を選んでいる。自分で作れる野菜などは、無農薬で作っている。最近、発達障害の原因が、ネオニコチノイド系などの農薬ではないかと聞いており、不安である。(消費者団体)
  
- いろいろな化学物質と子どもの発達については、国が10年以上前からエコチル調査を実施している。これは、赤ちゃんがお母さんのお腹にいる時から13歳になるまで、定期的に健康状態を確認して、環境要因が子どもたちの成長・発達にどのような影響を与えるのかを明らかにする調査である。今は影響が無いとは言えないが、明確にあるとも言えない状況であると思っている。(学識経験者)
  
- 残留農薬の安全性については、内閣府の食品安全委員会において、あらゆる論文を紐解いて本当に安全かどうか評価しており、また、農薬使用にあたっては、使用基準や食品中の残留基準値が設定され、世の中に出ている。現状は国が安全とお墨付きを出しているものが世に出回っており、今後の疫学調査で子どもの発達と農薬の因果関係の可能性が出た場合には、科学者や国がしっかり対応していくと考える。(学識経験者)
  
- ネオニコチノイド系の農薬は、根から吸収して、葉などに蓄積することから、他の農薬と比較して食品に残りやすい。ただ、食品安全委員会等にて安全な量を決めて、それ以下の残留値の農作物しか、市場に流通しないため、スーパーなどで購入するものについては、現状では安全なものとなっている。一方、本当に安全なものかどうかは、10年、20年経たないと分からないと考える。農薬に限らず、さまざまな化学物質が出回っているため、何が原因かというのは、分からない状況だと考える。(学識経験者)
  
- 国内で使用される農薬については、農薬メーカーなど事業者がさまざまな試験結果等を国に提出し、国が品質や安全性を確認したのち農薬として登録され、製造や販売、使用などが認められている。農薬が適正に使用されたとしても、食品に微量に残留するが、その残留基準値は、一生食べ続けても問題のない基準だと聞いている。(生産(畜産))

3 閉会